

助成事業実施規程

平成23年7月1日規程第10号
公益財団法人中山隼雄科学技術文化財団

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人中山隼雄科学技術文化財団（以下「財団」という。）の助成事業について必要な事項を定め、事業の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的とする。

(事業の区分)

第2条 この財団は、「人間と遊び」という視点に立った科学技術の振興を図るため、次の区分により助成を行う。

- (1) 研究助成A 主としてゲームの創成に係る科学技術に関する研究に対する助成
- (2) 研究助成B 「人間と遊び」に関する研究全般に対する助成
- (3) 交流助成A 「人間と遊び」という視点に立った科学技術に関わる国際会議への参加、開催協力に対する助成
- (4) 交流助成B 「人間と遊び」という視点に立った科学技術に関わる研究会、交流会等への参加、開催協力に対する助成

※ ② 現在のところ、交流助成Bは実施していません。

2 この財団は、「人間と遊び」という視点に立った科学技術の振興を図るに当たって、社会的重要性等から見て財団として特別に推進すべきと決定した課題については、「特別重点推進課題」として実施者等を募集し、その重点的な推進を図る。

(助成の対象)

第3条 前条に規定する助成は、国内の大学、短大、高専、研究所などの非営利の研究機関に所属する研究者（大学院博士課程在籍者を含む）又はこれらに所属する申請者を代表者とする研究グループが行う研究等を対象とする。

(募集)

第4条 助成の候補となる研究課題及び交流活動並びに特別重点推進課題の実施者等は、公募する。

- 2 理事長は、毎年度、公募に係る応募要領、申込書及び報告書の書式その他助成事業の実施に必要な事項を定め、これを公開するものとする。
- 3 前項の応募要領のうち、当該年度において重点を置く研究領域の設定その他毎年度の募集の方針については、選考委員会の議を経て決定する。

(助成費の決定)

第5条 助成対象となる課題及び交付金額は、選考委員会の審査結果に基づいて、理事会で決定する。

(選考委員会)

第6条 第2条に規定する助成に関し、研究開発動向の分析、募集の方針及び方法の検討、採択課題の選考その他助成の実施に関する必要事項について審議することを目的として、この財団に選考委員会を設ける。

- 2 選考委員会は、8人以上12人以内の選考委員をもって構成する。
- 3 選考委員会の委員長は、委員の中から互選する。
- 4 選考委員は、次の各号に定める基準に従って選定し、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。解任のときも同様とする。
 - (1) 「人間と遊び」という視点に立った科学技術の振興に関し、学識経験を有していること。
 - (2) この財団の理事又は評議員である者を委員にするときは、非常勤の学識経験者にかぎり、かつ、それぞれに2名以内であること。
 - (3) 選考委員のうちには、選考委員のいずれか1名及びその配偶者、3親等内の親族、使用人その他特殊の関係にある者の合計数が、選考委員総数の3分の1を超えて含まれないこと。
 - (4) 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係である選考委員の合計数が、選考委員の総数の3分の1を超えて含まれないこと。

- 5 委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。
- 6 選考委員は、その在任中、選考委員であることを公表しないものとする。

(招集)

第7条 選考委員会は、選考方針等の検討整理を行うとき及び助成対象の選定を行うときその他委員会として必要があると認めるときに招集する。

- 2 選考委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員長の招集に関する要請を受けて、事務局長は委員会開催の日の2週間

前までに、選考委員に対して書面又は電磁的通信手段をもって通知する。

ただし、選考委員全員の同意があるときは、この手続きを省略して選考委員会を開催できるものとする。

(詳細調査)

第8条 選考委員会の構成員をもって調査できない専門分野があるときは、当該分野の専門家に分析評価を委嘱することができるものとする。

2 選考委員会は、前項の分析評価の結果を踏まえて、必要な決議を行う。

(決議)

第9条 選考委員は、申請案件の推薦者であること、申請者と同じ研究室に所属すること、共同研究者であることなど決議について特別の利害関係を有するとみられるときは、当該案件の選考に参加できない。

2 選考委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する選考委員を除く選考委員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

3 選考委員会が提言を決議し、又は選考について決議したときは、委員長は直近の理事会でその内容について報告するものとする。

(交付)

第10条 助成に係る資金の交付は、年度が終了する1カ月前までに行なう。

(研究の実施)

第11条 交付の対象となった研究及び交流活動は、交付決定の通知を受けた日から、次の年度の末日までに実施するものとする。

(助成金の返還)

第12条 次の場合には、交付した資金を返還するものとする。

(1) 交付の対象となった研究を実施しなかったとき若しくは中止したとき又は実施が不能となったとき。

(2) 研究責任者又は分担責任者がいなくなったとき。

(3) 第11条の期限を経過してなお未了の部分があるとき。

2 前項に規定する返還は、交付対象である研究が行われなくなった時点以降の未使用の経費について行うものとする。

3 研究を効果的に実施し、交付の目的となった研究を完成したときに残余金を生じた場合に、交付額の20%未満であるときは返還を要しない。

交付額の20%を超える場合には、財団と別途協議して決めたところによ

り措置するものとする。

(計画の変更)

- 第13条 前条第1項第1号及び第2号において、研究の構成又は研究責任者若しくは分担責任者（これらの所属機関の変更を含む。）について「変更申請」を提出し、財団の承認を得たときは、研究を継続実施できるものとする。
- 2 前項の申請があったときは、財団は、交付の対象となった研究の内容について同一性を維持できると認める場合にはこれを承認する。
- 3 前条第1項第3号において、やむを得ない事情により第11条の期限内に研究を終了できなくなったとして、「繰越申請」を提出し、財団の承認を得たときは、研究を継続実施できるものとする。
- 4 前項の申請があったときは、財団は繰越により交付対象とした研究が完了できると認める場合にはこれを承認する。

(実績報告)

- 第14条 助成金の交付を受けた者は、交付年度の翌々年4月15日までに、研究成果報告書、成果概要、交付金支出内訳書を提出しなければならない。
- ただし、前条第2項の終了延期の承認を得たときは、9月1日までにこれらを提出しなければならない。
- 2 成果概要は、原則として、この財団のホームページの成果案内で紹介するものとする。
- 3 研究助成A及び研究助成Bの交付を受けた者は、原則として、交付年度の翌々年に行なわれる財団の成果発表会において研究成果を発表するものとする。

(成果の管理)

- 第15条 助成した資金により得られた知的財産権は、原則として、法令及び公序良俗に反しないかぎりその利用を希望する者に広く、かつ、平等に利用させるものとする。
- 2 前項の措置が可能となっているときは、研究を実施した機関に助成した資金により得られた知的財産権を所属させるものとする。

(改廃)

- 第16条 この規程の改定及び廃止は、理事会の決定により行う。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。